

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工事番号・名称 25-21120-0002
県中保健福祉事務所自動火災報知設備更新工事
- 2 工事の場所 須賀川市旭町地内（県中保健福祉事務所）
着 工 令和 7 年 月 日
- 3 工 期
完 成 令和 8 年 月 日
- 4 工事を施工しない日 特記仕様書のとおり
工事を施工しない時間帯
- 5 工事請負代金の額 金 円 也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円 也
- 6 契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特 約 条 項

- 第1 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第2 約款第37条に次のただし書を加える。
ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第3 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要

があると認められるときは、工事請負契約約款第 25 条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第 1 項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	福島県須賀川市旭町 1 5 3 — 1	
	氏名	福島県 福島県県中保健福祉事務所長 小林 孝 印	
受注者	住所		
	氏名		